

川西市・猪名川町共催
令和 7 年度集団指導資料

令和 7 年度川西市事故報告

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部介護保険課

令和7年度 介護サービス事業所等における事故報告（川西市）

令和7年12月末時点

サービス種別		カウント	構成比
1	訪問介護	4	1.9%
2	通所介護(地域密着型通所介護含む)	14	6.6%
3	小規模多機能型居宅介護	5	2.4%
4	看護小規模多機能型居宅介護	1	0.5%
5	認知症対応型共同生活介護	7	3.3%
6	短期入所生活介護	12	5.7%
7	介護老人福祉施設	78	36.9%
8	介護老人保健施設	8	3.8%
9	介護医療院	1	0.5%
10	特定施設入居者生活介護	61	28.9%
11	その他	20	9.5%
合計		211	100.0%

事故内容種別統計（川西市）

（令和 7 年12月末時点）

事故内容種別		件数
1	骨折	84
2	打撲・捻挫・脱臼	19
3	切傷・擦過傷	19
4	異食・誤えん・窒息	11
5	やけど	0
6	転倒・転落	42
7	その他の外傷	6
8	誤薬、与薬もれ等	13
9	医療処置関連（チューブ抜去等）	0
10	感染症等・食中毒	0
11	職員の法令違反、不祥事	0
12	その他	17
合計		211

誤薬事故

誤薬事故の多くは、与薬にかかわる

- ① 一連の従業者の手順ミス
- ② 思い込み
- ③ 確認不足

以上の3点が主な原因となっています。

事故報告に係る留意事項

1. 事故報告の対象となる「死亡、重体、重傷」

死体、重体、重傷については、「原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。」または、「その可能性があるもの（原因不明を含む）」を事故報告の対象とする。

2. 事故報告の対象となる「徘徊、行方不明、離設」

事業所・施設からの徘徊、行方不明、離設が生じた場合は、利用者の認知症の有無に関わらず、事故報告の対象とする。

3. 事故報告の対象となる「重傷（骨折）」

骨折については、「原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの（原因不明を含む）」であれば、その程度を問わず、事故報告の対象とする。いわゆる「ひび」も骨折に含まれる。

事故発生時における最終報告の提出方法の変更

1. 提出方法

従来の「郵送・持参」提出方法に加え、電子申請（提出フォーム）を追加します。

2. 運用開始時期

令和8年4月1日から開始。（市ホームページに提出フォーム等を公開予定）

3. 事故報告提出に伴う留意事項

最終報告を提出する前に、第1報を必ずご提出ください。

第1報については当日もしくは翌日中、遅くとも3日以内にご提出ください。

第1報の提出のみの事業所があるため、最終報告も必ずご提出ください。

最終報告の電子申請（提出フォーム）イメージ

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 個人情報などの取り扱いについて
以下についてご確認のうえ、内容をご理解・同意いただきましたら、「同意する」ボタンから入力にお進みください。
・送信いただいた報告対象者の個人情報などについて、事故報告に係る集計、連絡などのご回答いただいた本業務に必要な範囲でのみ使用します。
・法令に基づく場合を除き、送信いただいた個人情報などを第三者に提供することはありません。 必須

☐ 同意する

Q2. 第1報は既に提出済みですか。
※未提出の場合は、第1報の入力からお願いします。
必須

☐ 提出済
☐ 未提出

介護保険事故報告書（別紙様式）はこちら
[介護保険事故報告書（別紙様式）](#)

Q3. 事故報告書を添付してください。 必須

 _____

[→ 確認画面へ進む](#) [入力内容を一時保存する](#)

介護保険事故報告書（別紙様式）は市ホームページまたは提出フォームから入手できます。